

## 動画広告付番号案内表示機等の設置及び運用事業に係る協定書

広島市（以下「発注者」という。）と（以下「受注者」という。）は、広島市中区、東区、南区、西区、安佐南区、安佐北区、安芸区及び佐伯区の区役所並びに厚生部（以下「区役所等」という。）への動画広告付番号案内表示機及び番号発券機並びにこれに付随して必要となる機材（以下「動画広告付番号案内表示機等」という。）の設置及び運用に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定書は、発注者の施設である区役所等において、動画広告付番号案内表示機等を設置し、窓口の受付・交付番号の表示及び行政情報・民間広告等の各種情報を放映することの取扱いについて定めることを目的とする。

### （設置日）

第2条 区役所等への動画広告付番号案内表示機等の設置日は、令和7年12月6日から令和7年12月31日までとする。

### （設置場所）

第3条 受注者が動画広告付番号案内表示機等を設置できる場所は、別途発注者が指定する場所とする。なお、レイアウト変更等に伴い設置場所を変更する場合がある。

### （事業計画の策定及び協議）

第4条 受注者は、動画広告付番号案内表示機等の仕様、使用料・広告放映料、施工管理方法、実施体制、スケジュール及び行政情報・民間広告の放映等に関する事項についてあらかじめ発注者と協議し、当該事項を記載した事業計画書を発注者に提出しなければならない。なお、受注者は動画広告付番号案内表示機等の仕様変更等、事業計画を大幅に変更する場合は、事前に必ず発注者と協議しその承認を得るものとする。

### （広告基準額）

第5条 第6条第2項に定める使用料及び第7条に定める広告放映料を合算したものを広告基準額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

### （使用の許可及び使用料等）

第6条 受注者は、第4条の事業計画に基づき動画広告付番号案内表示機等を設置するときは、地方自治法第238条の4第7項に基づき、広島市長から広島市財産条例（昭和39年広島市条例第8号）及び関連規定に基づく使用許可をその設置期間について受けなければならない。

- 2 受注者は、前項に定める許可を受けるに当たり、広島市財産条例及び関連規定に基づく使用料を発注者に対し納付しなければならない。
- 3 その他、行政財産の管理に関する事項については、広島市財産条例及び関連規定に従うものとする。
- 4 動画広告付番号案内表示機等による行政情報・民間広告等の各種情報の放映に係る光熱費は、受注者の負担とする。

### （広告放映料）

第7条 広告放映料は、年額 円とする。受注者は、年度ごとに広告放映料を発注者に納付しなければならない。

- 2 1年に満たない期間の広告放映料は、事業期間等に応じて次の各号に定める算式により算出するものとする。

(1) 広告放映料（月額・1円未満切り捨て）

$$= \text{広告放映料（年額）} \times \frac{1}{12}$$

(2) 広告放映料（日額・1円未満切り捨て）

$$= \text{広告放映料（月額）} \times \frac{1}{30}$$

（広告主及び広告内容の審査）

第8条 受注者は、動画広告付番号案内表示機等により広告を放映する広告主の選定及び広告の内容について、広島市広告掲載要綱及び広島市広告掲載基準並びに関連法令（以下、「広島市広告掲載要綱等」という。）を遵守するとともに、事前に発注者の審査を受け、その承認を得たものでなければ放映できない。

2 受注者は、前項に定める審査を受けるため、放映する広告のデータ等必要な資料を発注者の指定する日までに、発注者に提出するものとする。

3 発注者及び受注者は、広告主及び広告の内容について区役所の公共性、美観及び区役所利用者への影響に配慮しなければならない。

（広告内容の修正）

第9条 発注者は、広告の内容及びデザイン等が広島市広告掲載要綱等に違反しているとき及び区役所で放映する広告としてふさわしくないと発注者が合理的な理由により判断したときは、いつでも、受注者に対して広告の内容の修正を求めることができ、受注者はこれに従わなくてはならない。

2 前項の修正に係る費用は、受注者が負担する。

（広告内容の変更）

第10条 受注者は、自己の都合により広告の内容を変更するときは、事前に発注者と協議をし、その審査及び承認を得るものとする。

（広告内容についての責任）

第11条 受注者は、広告の内容について、次の各号に定める事項を遵守する。

(1) 広告の内容に関する一切の責任は受注者が負うものとし、発注者は一切の責任及び負担を負わないものとする。

(2) 広告の内容が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容に係る財産権のすべてにつき合理的な権利処理が完了していることについて、受注者が保証する。

(3) 発注者に対して第三者から広告活動に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、受注者の責任及び負担において解決するものとし、発注者は責任及び負担を負わないものとする。

（受注者と広告主との契約）

第12条 受注者は、広告の放映に当たり、広告主との間で広告の放映に関する契約を締結し、報酬等を受領できる。

（動画広告付番号案内表示機等の設置等並びに行政情報・民間広告等の制作及び放映等）

第13条 動画広告付番号案内表示機等の調達、設置、レイアウト変更等に伴う設置場所の変更、行政情報・民間広告等の制作、放映等に係る作業は、受注者が自己の負担により調整・実施するものとする。

2 番号案内表示機のテロップの制作及び番号案内表示機による放映に関する作業は、発注者が調整・実施するものとする。

(作業等の委託)

第14条 受注者は、受注者の責任において、前条第1項に定める作業を、当該業務を実施することが適切な第三者に委託することができる。ただし、第三者に委託する場合は、発注者に事前に当該第三者に委託する内容等を報告するものとする。

(動画広告付番号案内表示機等設置にあたっての留意事項)

第15条 受注者は、動画広告付番号案内表示機等の設置に当たっては、区役所の維持管理及び災害時の避難誘導に支障とならない場所及び構造とするよう配慮しなければならない。

- 2 受注者は、動画広告付番号案内表示機等の落下及び破損等により、区役所利用者等に危険を生じさせることのないようにしなければならない。
- 3 発注者は、受注者に対して、第1項及び第2項の留意事項についての助言及び指導を行うことができ、受注者はその助言及び指導に従わなくてはならない。なお、当該助言及び指導に従うことによって生じる経費は、受注者が負担する。
- 4 動画広告付番号案内表示機等の設置及び撤去並びに広告内容の変更等に関する作業は、受注者の希望日時を事前に調整したうえで、発注者が指定する日時に行うものとする。

(動画広告付番号案内表示機等が毀損等したときの対応)

第16条 受注者は、動画広告付番号案内表示機等が毀損及び汚損又は紛失等したときは、速やかに復旧等の最適な措置を取らなければならない。

- 2 発注者は、動画広告付番号案内表示機等の毀損及び汚損又は紛失等を発見したときは、速やかに受注者に通報しなければならない。
- 3 第1項に定める復旧にかかる経費は、受注者が負担する。

(動画広告付番号案内表示機等の一時撤去又は広告の一時削除)

第17条 発注者は、次の各号に該当する場合は、その問題が解決されるまでの間、受注者に動画広告付番号案内表示機等の一時撤去又は広告の一時削除(以下「一時撤去等」という。)を指示することができ、受注者はこの指示に従わなくてはならない。

- (1) 発注者の指定する期日までに使用料又は広告放映料の納付がないとき。
  - (2) 受注者が、法令又は本協定の内容に違反したとき。
  - (3) 広告主又は広告の内容が広島市広告掲載要綱等に違反したとき。
  - (4) 第9条第1項による広告の内容の修正を受注者が行わないとき又は第15条第3項の発注者の助言及び指導に受注者が従わないとき。
  - (5) その他、動画広告付番号案内表示機等の設置及び広告の放映を継続することが社会通念上著しく不適切であると認められる相当かつ合理的な理由があると発注者が判断したとき。
- 2 前項の一時撤去等の理由となった問題が解消されたと発注者が認めるときは、受注者は動画広告付番号案内表示機等の設置及び広告の放映を再開することができる。
  - 3 第1項の一時撤去等及び前項の再開に係る費用は受注者が負担する。
  - 4 第1項の指示があったにも関わらず、一時撤去等に必要相当期間内に受注者が一時撤去等を行わないときは、発注者は受注者の承諾を得ることなく自ら一時撤去等を行うことができ、これに要した費用は受注者が負担するものとするとともに、発注者は一時撤去等によって生じた受注者の損害を賠償しない。
  - 5 本条に基づき一時撤去等が行われた場合で、広告放映料が納付済の場合は、発注者は当該期間中の納付済広告放映料を違約金とみなし、受注者にその返還をしない。なお、本項の違約金は、損害賠償の予定又はその一部としない。

(発注者の解除権)

第18条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当したと認めるときは、書面により受注者に催告したうえ、本協定を解除できる。

- (1) 第6条の使用許可が得られないとき又は取り消されたとき。
- (2) 法令違反又は正当な理由なく本協定に違反したとき。
- (3) 本協定の内容の履行に関し、受注者又はその代理人若しくは使用人等の関係者に著しく不正又は不誠実な行為があったとき。
- (4) 受注者又はその代理人若しくは使用人等の関係者に重大な社会的信用失墜行為があったとき。
- (5) 受注者が、破産手続開始の申立て、更生手続開始の申立て、租税滞納処分があるなど、その経営状態が著しく不健全となり、又はそのおそれがあると認められる相当な理由があったとき。
- (6) 次条の規定によらないで、受注者が本協定の解除を申し出たときで、発注者が本協定の解除が相当であると認めるとき。

2 発注者は、前項各号に規定する場合のほか、行政目的等により、やむを得ず本協定を解除する必要があるときは、受注者との協議により本協定を解除することができる。

3 本条の規定により本協定が解除された場合において、受注者の責めに帰すべき事由がある場合は、発注者は納付済広告放映料を違約金とし、受注者に返還しない。

4 前項の違約金は、損害賠償の予定、又はその一部としない。

(受注者の解除権)

第19条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当したと認めるときは、書面により発注者に催告したうえ、本協定を解除できる。

- (1) 発注者が正当な理由なく本協定に違反したとき。
- (2) 本協定の履行に関し、発注者に著しく不正又は不誠実な行為があったとき。

(解除に伴う撤去等)

第20条 受注者は、本協定が解除されたときは、自己の負担により遅滞なく動画広告付番号案内表示機等の撤去を行わなければならない。ただし、発注者の番号案内業務に支障が生じないようにするため、代替設備が設置されるまでの間、受注者は発注者に対し番号案内表示機を無償で貸与するものとする。

(一時撤去等及び解除に伴う広告主への賠償等)

第21条 受注者は、第17条から前条までの規定に基づく一時撤去等及び解除が行われた場合に、広告主に対して損害の賠償及び広告放映料等の返還を行う必要が生じたときは、自己の責任と負担において解決するものとする。

(損害賠償)

第22条 受注者は、第8条第1項により広告の放映が認められなかった場合、第9条第1項により修正を行った場合、第15条第3項による助言・指導に従った場合、第17条第1項及び第4項の規定による一時撤去等がなされた場合並びに第18条第1項による解除がされた場合は、発注者に対し損害の賠償を請求しないものとする。

2 発注者は、本協定の履行に関して、発注者の責めに帰すべき事由により受注者に損害を与えたときは、その損害の賠償をしなければならない。ただし、間接損害及び二次的損害についてはこの限りではない。

3 受注者は、本協定の履行に関して、受注者の責めに帰すべき事由により発注者に損害を与えたときは、その損害の賠償をしなければならない。ただし、間接損害及び二次的損害についてはこの限りではない。

4 第2項及び第3項に規定する損害賠償の額は、発注者・受注者協議して定めるもの

とする。

(第三者の損害・紛争)

第23条 本協定によって第三者に生じた損害の賠償に関しては、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 当該損害が発注者の責めに帰すべき事由により生じたときは、発注者が自らの責任と負担をもって解決する。
  - (2) 当該損害が受注者の責めに帰すべき事由により生じたときは、受注者が自らの責任と負担をもって解決する。
- 2 前項に定める場合のほか、本協定の履行について第三者との間で生じた紛争については、発注者・受注者協議して、その責任に応じてその処理解決にあたるものとする。

(原状回復)

第24条 受注者は、使用許可の期間満了、許可の取消し等により動画広告付番号案内表示機等を撤去したときは、速やかに原状回復をしなければならない。

(著作権等)

第25条 受注者は、動画広告付番号案内表示機等の設置及び広告等の制作に際して、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

- 2 発注者が、本協定に基づいて設置した動画広告付番号案内表示機等及び広告等が掲載されている写真又は画像データを、区役所や事業の紹介等の行政目的のために、発注者が作成又は関与する印刷物又はホームページ等に掲載する場合は、受注者はその掲載を許諾するとともに、広告主からの許諾も得るように努めなくてはならない。ただし、広告主又は第三者の権利を侵害し、又はそのおそれがある場合はこの限りではない。

(行政情報の作成及び流用禁止等)

第26条 受注者が本協定に基づいて設置した動画広告付番号案内表示機等で放映する行政情報は、発注者の提供する情報をもとに、受注者が発注者の委託を受けて作成(データ変換等を含む。)する。なお、作成に係る費用は、受注者が負担する。

- 2 発注者は、受注者に提供する行政情報の内容が第三者の権利を侵害するものではないこと及び行政情報の内容にかかる財産権のすべてにつき合理的な権利処理が完了していることを保証する。
- 3 発注者は、受注者が動画広告付番号案内表示機等で放映するために発注者の委託を受けて作成した発注者の行政情報を、発注者の動画広告付番号案内表示機等以外で放映してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第27条 受注者は本協定から生じる一切の権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡、継承、担保提供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

(裁判管轄)

第28条 本協定に関する訴訟は、広島地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(疑義の解釈等)

第29条 本協定の定めに疑義が生じたとき、また本協定に定めのない事項については、広島市契約規則及び関連規定に従うとともに、発注者・受注者協議して定めるものとする。

(適用日)

第30条 本協定は、令和7年12月6日から適用する。

(有効期間)

第31条 本協定の有効期間は、協定の適用日から令和12年12月31日までとする。ただし、発注者・受注者双方の同意があった場合は、期間延長を妨げないものとする。

本協定を証するため本書2通を作成し、各々記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和7年 月 日

発注者 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
広島市  
広島市長 松井 一實

受注者

## 個人情報取扱特記事項

### (基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

### (秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

### (従事者の監督)

第3 乙は、業務に従事している者に対し、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

### (取得の制限)

第4 乙は、業務を行うために個人情報を取得するときは、業務の目的の範囲内で、適法かつ公正な手段により取得しなければならない。

### (目的外の利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を業務の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

### (再委託の禁止)

第6 乙は、業務を行うための個人情報を自ら取り扱うものとし、甲の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。

### (再委託等に当たっての留意事項)

第7 乙は、甲の承諾を得て業務の全部又は一部を第三者に委託（二以上の段階にわたる委託をする場合及び乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）に委託をする場合を含む。以下「再委託等」という。）する場合には、再委託等の相手方に対し、甲及び乙と同様の安全管理措置を講じなければならないことを周知するとともに、この契約に基づく個人情報の取扱いに関する一切の義務を遵守させるものとする。

### (再委託等に係る連帯責任)

第8 乙は、再委託等の相手方の行為について、再委託等の相手方と連帯してその責任を負うものとする。

### (再委託等の相手方に対する管理及び監督)

第9 乙は、再委託等をする場合には、再委託等をする業務における個人情報の適正な取扱いを確保するため、再委託等の相手方に対し適切な管理及び監督をするとともに、甲から求められたときは、その管理及び監督の状況を報告しなければならない。

### (安全管理措置)

第10 乙は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

### (作業場所以外の業務の禁止等)

第11 乙は、業務の作業場所を甲に報告するものとし、当該作業場所以外で業務を行ってはならない。また、甲が指定する場所又は当該作業場所以外に個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

い。

(複写及び複製の禁止)

第12 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務を行うために甲から提供を受け、又は自ら取得した個人情報記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還等)

第13 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自ら取得した個人情報記録された資料等をこの契約の終了後又は解除後、直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

(取扱状況の報告及び調査)

第14 甲は、必要があると認めるときは、乙又は再委託等の相手方に対して、業務を処理するために取り扱う個人情報の取扱状況を報告させ、又は調査を行うことができる。

(事故発生時における報告等)

第15 乙は、業務に関し個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の個人情報の安全の確保に係る事態及びこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがある場合(再委託等の相手方により発生し、又は発生したおそれがある場合を含む。)は、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。これらの場合において、乙は、甲から立入検査の実施を求められたときは、これに応ずるものとする。

(契約解除)

第16 甲は、乙が本特記事項に定める義務を履行しない場合又は法令に違反した場合には、この契約を解除することができる。

(損害賠償)

第17 業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)のために生じた経費は、乙が負担するものとする。

注1 「甲」は委託者を、「乙」は受注者を指す。

2 「[個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド\(行政機関等向け\)](#)」P147～等も参照の上、委託業務の実態に則し適宜必要な事項を追加し、また不要な事項は削除する等適切に対応するものとする。

## 仕 様 書

### 1 事業名

動画広告付番号案内表示機等の設置及び運用事業

### 2 趣 旨

区役所等に、窓口の受付・交付番号の表示及び行政情報・民間広告等の各種情報を放映できる動画広告付番号案内表示機及び番号発券機並びにこれに付随して必要となる機材（以下「動画広告付番号案内表示機等」という。）を設置し、本市に広告料を納付する方式により事業を実施する。

### 3 協定期間等

#### (1) 協定期間

協定締結の日から令和12年12月31日まで

#### (2) 機器設置期間

令和7年12月6日から令和12年12月31日

※原則、上記とするが本市と事業者にて協議の上、最終決定とする。

### 4 設置する機材等

(1) 別表1（区役所（市民課、保険年金課及び安芸税務室））及び別表2（厚生部）の機材並びに当該機材の運用に必要な機材等

(2) その他受注者が独自に提案する機材等も、市の了承を得たものについては設置できることとする。

### 5 広 告

#### (1) 広告の種類

ア 動画広告付番号案内表示機等のモニターで放映する画像・動画広告

イ 混雑状況配信ページ内での Web バナー広告

#### (2) 広告の大きさ

映像画面60インチ程度以内のもの

#### (3) 広告の放映

ア 放映時間は、基本的に区役所開庁日の8時30分から17時15分までとすること（1日当たり525分）

イ 広告の内容・デザイン等については、広島市広告掲載要綱、広島市広告掲載基準及び関係法令を遵守し、あらかじめ本市で審査したものを放映すること。また、審査の際に必要な広告の印刷原稿・データ等については、本市の指示により提出すること。

ウ 広告の放映枠数・回転数・管理等については、協議の上決定する（放映内容の最短の更新期間は半月とする。）。ただし、全体放映枠における行政情報放映枠を、20パーセント以上確保すること。

エ 音量については、業務に支障のないことを条件とすること。

オ 行政情報・民間広告等の制作は、受注者が行うものとする。

カ モニターに放映中のスポンサーに限り、混雑状況配信ページ内での Web バナー広告を可とする。

#### (4) 広告主の募集

広告主の募集は受注者が行うものとし、その収入は受注者に帰属する。

### 6 協定期間中の注意事項

- (1) 協定締結後、区役所庁舎の使用に係る行政財産の目的外使用許可申請を行い、許可を受けること。
- (2) 協定期間中であっても、レイアウト変更等により、やむを得ず、本事業の一部又は全部を中止することがある。また、動画広告付番号案内表示機等の仕様、設置台数及び設置場所については、協議の上変更することがある。
- (3) 本市は、協定期間中に広告主の責めに帰する理由に基づき、その使用に不適当な事情が生じた場合には、広告の放映を中止することができるものとする。その場合、受注者は、動画広告付番号案内表示機等を撤去するなど区役所庁舎の原状回復を行うこと。
- (4) 受注者は、広告の内容に関する苦情その他問題が発生した時は、その一切の責任を負い、誠意を持って速やかに解決に努めること。
- (5) 第三者から広告に関連して被害を被った旨の損害賠償請求がなされた場合は、受注者の責任及び負担において解決すること。

### 7 保 守

- (1) 協定期間の全般にわたり、機器の運用に支障が生じないように定期的に点検を行うこと。
- (2) 故障が発生した場合又は機器の運用に支障が生じる恐れがある場合には、直ちに現場で点検・修理を行うなど、速やかに問題を解決できる体制を整えること。

### 8 費用負担

動画広告付番号案内表示機等の調達、設置、設置場所の変更、撤去（協定期間終了後の原状回復を含む。）に伴う工事、設置後の運用保守（保守点検、故障時の修理等を含む。）、電気料金、行政情報・民間広告の制作等に係る一切の費用については、受注者の負担とする。

### 9 本市へ納付する提案金額

- (1) 提案金額は、通年（1年間）のものとし、区役所庁舎に係る行政財産の目的外使用料（消費税及び地方消費税を含む。）を含んだものとする（目的外使用料の目安は、1㎡当たり月額で中区：1,190円、東区：660円、南区：750円、西区：730円、安佐南区：600円、安佐北区：520円、安芸区：550円、佐伯区：580円）。
- (2) 最低提案金額は、目的外使用料のみとする。

### 10 操作研修等

- (1) 動画広告付番号案内表示機等を稼働する前に、窓口業務に従事する本市職員向けに操作説明会を開催すること。
- (2) 動画広告付番号案内表示機等の操作手順書を作成し、備え付けること。

### 11 その他

- (1) 事業を円滑に運用するとともに、本市の職員及び来庁者等からの問合せに対して速やかに対応できる体制を整えること。
- (2) この仕様書に明記されていない細部の事項については、本市の指示に従うこと。
- (3) この仕様書に疑義のあるとき、又は定めのない事項については、発注者・受注者の双方が協議して定めるものとする。

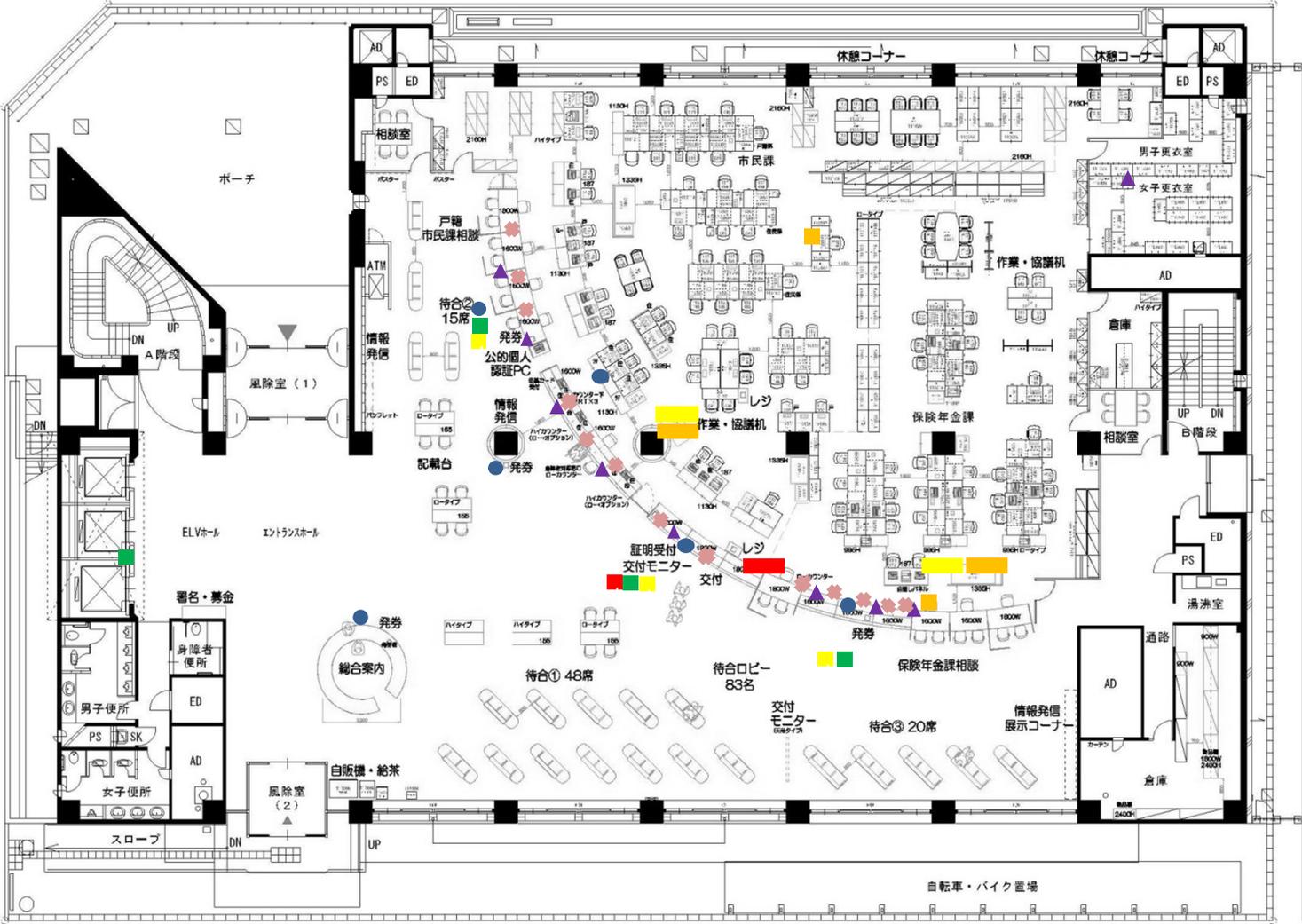
【別表1】必要となる機器の機能及び数量

設置機材		要件	数量																
			中区		東区		南区		西区		安佐南区		安佐北区		安芸区		佐伯区		
			市民課	保険年金課	市民課	保険年金課	市民課	保険年金課	市民課	保険年金課	市民課	保険年金課	市民課	保険年金課	市民課	保険年金課	税務室	市民課	保険年金課
動画広告付 番号案内表示機 ※交付：交付番号用表示 モニター ※受付：受付用表示モニ ター ※広告：広告モニター	共通	モニターは、薄型の60インチ程度(設置場所によっては、60インチよりも小型なものを選択できること。)とし、窓口の受付・交付番号の表示と行政情報・民間広告等の放映を、それぞれ別のモニターで行えるものとする。なお、設置に当たっては、カウンター上部の案内板と干渉しないよう調整すること。																	
	交付番号用表示モニター	番号表示が明瞭で容易に確認でき、新しく番号が追加された際に、その番号が点滅表示されること。																	
	受付用表示モニター	番号表示に併せて利用者を自動音声で呼び出す機能及び音量調節機能のあるものとする。自動音声は、内容の変更が可能であること。																	
	交付番号用表示モニター	番号は4桁まで設定可能で、モニター1画面に36個以上表示でき、37コマ以上の表示が必要な場合は次ページにて表示できるとすること。 再呼出を行った際は番号が目立ちやすいような注視機能が搭載されていること																	
	受付用表示モニター	不在者を自動で再呼出する時間を容易に設定・解除できること。 各種案内、告知及び緊急情報等をテロップ等で画面に表示できる機能のあるものとする。新しく番号が追加されたときにも、それまでに呼び出している番号を常時表示されること。	■受付・交付・ 広告(2番窓口) ■受付・広告(5・ 6番窓口)	■受付・広告(8 番窓口)	■交付・広告 2セット	■交付・広告(壁 向き) ■受付・広告(5 番窓口)	■交付・広告・ 受付(3番窓口) ■交付・広告・ 受付(個人カード 窓口) ■受付・広告(保 険年金課側6番 窓口)	■受付・広告	■受付・交付・ 広告(2番窓口) ■交付・受付(2 番窓口) ■受付・広告(1 番窓口)	■受付・広告 (5・6窓口)	■交付・広告 ■受付・広告	■受付・広告 ■受付・広告・ 交付	■交付・広告・ 受付 ■交付・広告・ 受付						
広告モニター	映像の放映は、タイマーその他の機能により自動制御できるものとする。																		
バックヤードモニター(執務室側)	バックヤード用PCの内容と連動して業務毎の待ち人数や最大待ち時間、処理件数などの最新情報が確認できること。	1台	1台	0台	0台	1台	0台	1台	0台	0台	0台	0台	0台	0台	0台	0台	0台	0台	
管理用パソコン(受付表示モニター用PC)	受付表示モニターに転写させるためのパソコンで、執務室内において窓口全体の呼び出し状況がリアルタイムにパソコン上で確認できること	1台	1台	0台	0台	1台	0台	1台	1台	1台	1台	1台	0台	1台	0台	0台	1台	0台	
管理用パソコン(交付番号用PC)	動画広告付番号案内表示機の画面に表示するテロップ等の内容を入力できること。 付属するバーコードリーダー(スキャナー)については、2個設置可能なこと。 バーコードリーダーが読み取らなくなった場合に、障害時用として、バーコードを読み取らずに番号案内できる仕組みがあること。 テンキー・バーコードリーダー(スキャナー)・キーボード等により番号表示・番号削除等の表示ができること。	1台		1台		1台		2台		1台		1台		1台		1台		1台	
管理用パソコン(バックヤード用PC)	業務毎の待ち人数や最大待ち時間、処理件数などの最新情報が確認できること。 発券の際、執務室に対して待機者が居ることを別途スピーカークラス職員モニターで知らせることができること。 発券された業務が音の違いでわかるお知らせ機能を有していること。またその音は12種類以上あること。	1台	1台	1台	1台	1台	1台	1台	1台	1台	1台	1台	1台	1台	1台		1台	1台	
呼出用マイク	他の番号呼出機の音声とマイク音声が入らないこと。	3台	0台	2台	0台	1台	0台	2台	0台	1台	0台	1台	0台	1台	0台	0台	1台	0台	
複数業務用発券機	番号に応じたバーコードが印字されること。 発券年月日、時間の印字が可能なこと。 業務ごとに1枚または2枚発券の設定が可能であること。 自動でシステムの終了を行えること。【(例)17:15になれば自動で終了画面になり「本日の受付は終了しました。」と表示される。等】 申請書・届出書等記入済みか確認した後で、発券すること。 発券機の架台には、受付機であることがわかる案内表示(サイン)を付けること。 メニュー画面の業務ボタンは階層傘下業務を含めて最大64ボタンの表示が可能であること メニュー画面の追加が可能であること。【(例)繁忙期に「マイナンバー」等のメニューを追加し、別番号を振ることができる。等】 後からメニューに新規業務の追加やメニュー変更ができること 発券時に音を鳴らせること。 係員呼び出しボタンを表示しないこと。 待ち人数を最初の画面に表示すること。 発券機専用の台を付属品として付けること。 業務ごとに来客人数のデータ集計ができること。 操作画面は、日本語・英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語・ベトナム語の7か国の言語に切り替えでき、選択した言語で発券カードに業務を表示できること。 市民のスマートフォンやパソコンから待ち人数や呼出し状況がWebで確認できること。 発券後、順番が近づいたらメールで知らせる仕組みを有すること。 番号は4桁まで採番可能で、業務に応じて番号帯を設定できること。 窓口予約機能と連動していること。	5台	1台	2台	1台	3台	1台	4台	1台	2台	1台	2台	1台	2台	1台	1台	2台	1台	
個別呼出機	番号表示に併せて利用者を自動音声で呼び出す機能及び音量調節機能のあるものとする。自動音声は、内容の変更が可能であること。 職員が待合状況を確認できる機能及び操作モニターの操作により、案内する窓口を切り替えて自動音声で呼び出せる機能のあるものとする。 表面に表示する呼出し番号は4桁まで対応していること。 呼び出した番号及び窓口番号を表示できること。 表面には設定された業務の待ち人数や待ち時間などが表示できること アナウンスの音量は容易に変更できること。 呼出機にどのような机にも安全に設置できるアタッチメント(補助用具)があること。 個別呼出機の番号も、指定したものは受付用表示モニターに番号が表示できること。 呼び出す際に、案内する窓口番号を任意に切り替えることができること。	5台	3台	4台	1台	7台	3台	14台	3台	8台	4台	6台	2台	3台	1台	1台	6台	2台	
個別呼出機用操作モニター(入力装置)	液晶タッチパネルによる操作であること。 無線通信により発券機等の機器と連動させること ログイン時に窓口番号・担当業務を選択し使用可能であること。なお稼働中でも窓口番号・担当業務を容易に変更可能であること。 業務毎の待ち人数・最大待ち時間や不在番号が表示できること。 任意に入力した番号も呼び出し可能であること 呼び出した際に不在だった場合は不在者欄に番号を表示すること。 窓口対応完了後に入力装置を操作することで、同じ受付番号で次の要件の窓口へ連携する機能を有すること。 WEB予約による発券番号がわかるようにし、優先的に呼び出すことができること。	8台	5台	7台	3台	7台	5台	14台	6台	9台	4台	7台	5台	5台	1台	2台	8台	4台	

【別表1】必要となる機器の機能及び数量

設置機材	要 件	数 量																
		中区		東区		南区		西区		安佐南区		安佐北区		安芸区			佐伯区	
広告モニター (単独設置)	映像の放映は、タイマーその他の機能により自動制御できるものとする。	1台	0台	2台	0台	2台	0台	0台	0台	0台	0台	0台	2台	1台	0台	0台	1台	1台
WEB機能(混雑配信)	業務別の現在の待ち人数、最新の受付番号、不在の受付番号がスマートフォン、パソコンからリアルタイムに閲覧できること	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	交付呼び出し済の受付番号がスマートフォン、パソコンからリアルタイムに閲覧できること 混雑状況の閲覧は、待ち情報情報がリアルタイムに閲覧することができるものであること。																	
WEB機能(順番案内メール機能)	受付呼出しが近くなつた際にメール等で通知を受けられること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	交付呼出しがされた際に、職員のバーコードの読み取り後即時にメールで通知を受けられること																	
WEB機能(WEB予約機能)	パソコンやスマートフォンで受付のWEB予約ができること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	WEB予約はサイト上で24時間予約操作が可能なこと																	
	30日後までの予約が可能なこと																	
	業務別に1時間当たりの予約人数の設定、予約が可能な時刻の設定ができること。																	
	予約を受け付けない時間帯の設定が可能なこと																	
	予約専用の発券番号を付与し通常の発券番号と区別ができること																	
	予約時間に自動的に優先して呼び出される仕組みであること																	
予約の変更・キャンセルが市民及び職員で可能なこと																		

機材設置図



- 交付番号用表示モニター ■ 受付用表示モニター ■ 広告モニター ■ バックヤードモニター(設置場所は協議により決定)
- 複数業務用発券機 ▲ 個別呼出機 ● 個別呼出機用操作モニター(入力装置)
- 管理用パソコン(交付番号用PC) ■ 管理用パソコン(受付表示モニター用PC) ■ 管理用パソコン(バックヤード用PC)

機材設置図



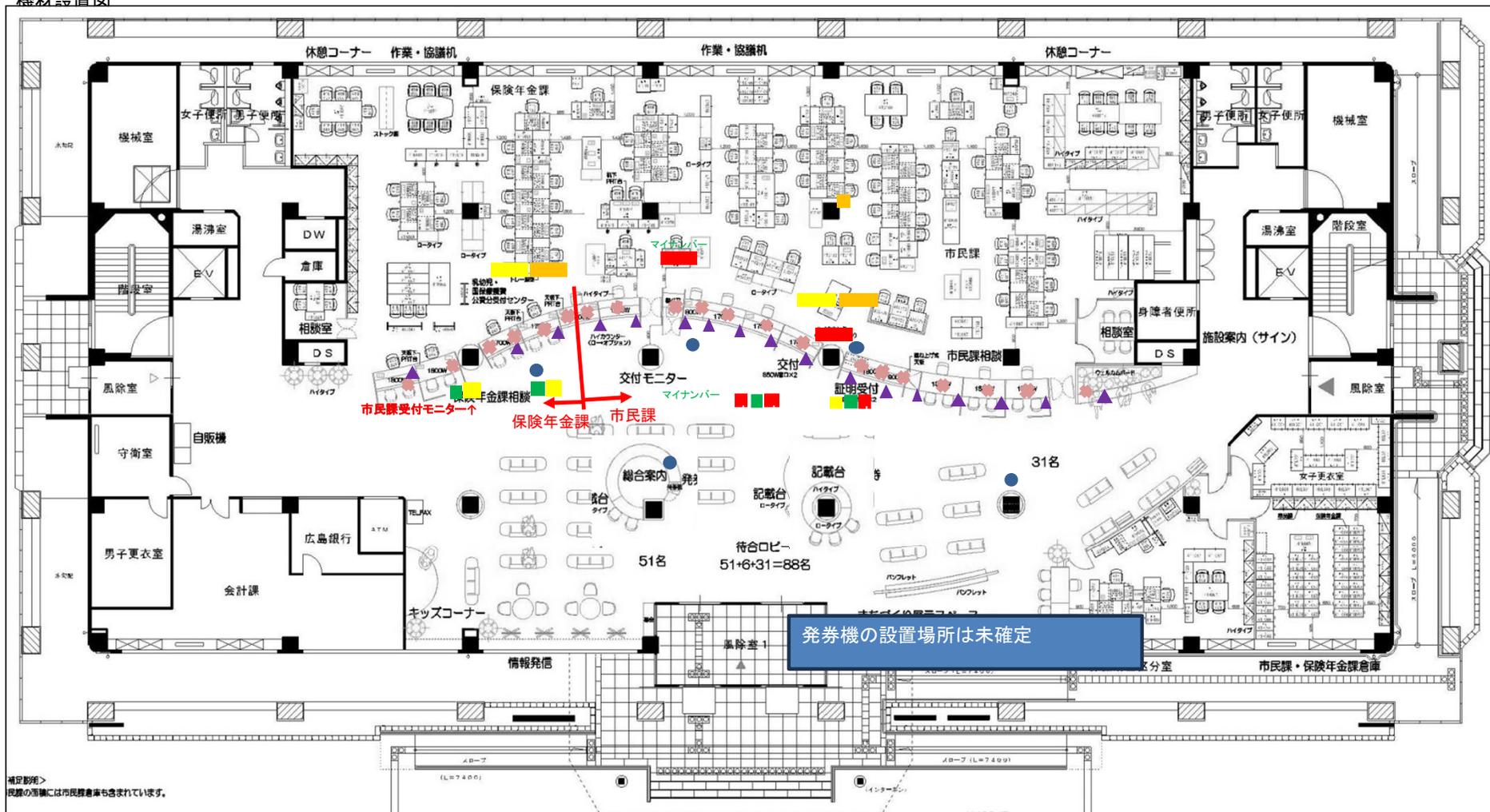
- 交付番号用表示モニター ■ 受付用表示モニター ■ 広告モニター ■ バックヤードモニター(設置場所は協議により決定)
- 複数業務用発券機 ▲ 個別呼出機 ☆ 個別呼出機用操作モニター(入力装置)
- 管理用パソコン(交付番号用PC) ■ 管理用パソコン(受付表示モニター用PC) ■ 管理用パソコン(バックヤード用PC)

機材設置図



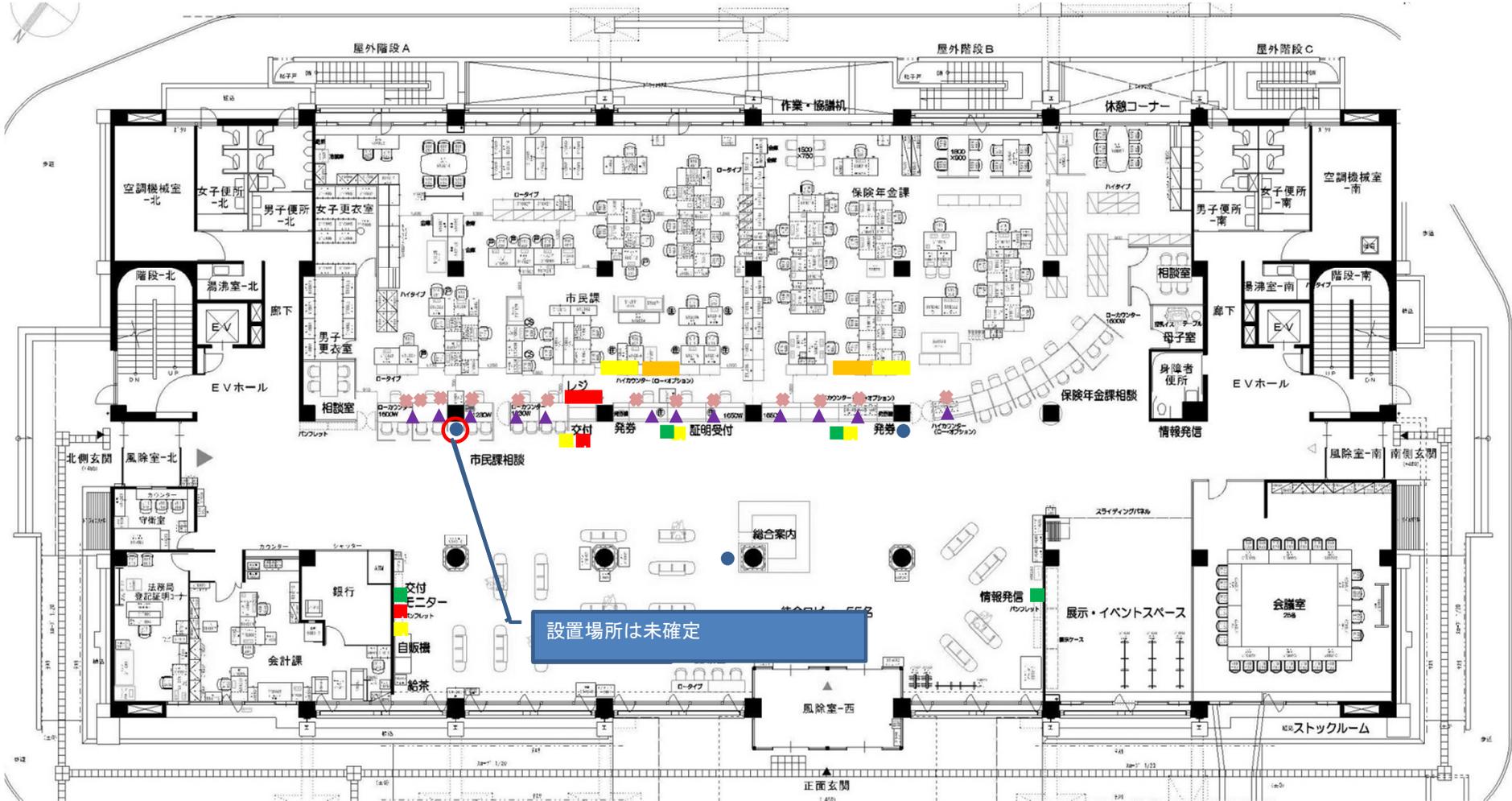
- 交付番号用表示モニター ■ 受付用表示モニター ■ 広告モニター ■ バックヤードモニター(設置場所は協議により決定)
- 複数業務用発券機 ▲ 個別呼出機 ● 個別呼出機用操作モニター(入力装置)
- 管理用パソコン(交付番号用PC) ■ 管理用パソコン(受付表示モニター用PC) ■ 管理用パソコン(バックヤード用PC)

機材設置図



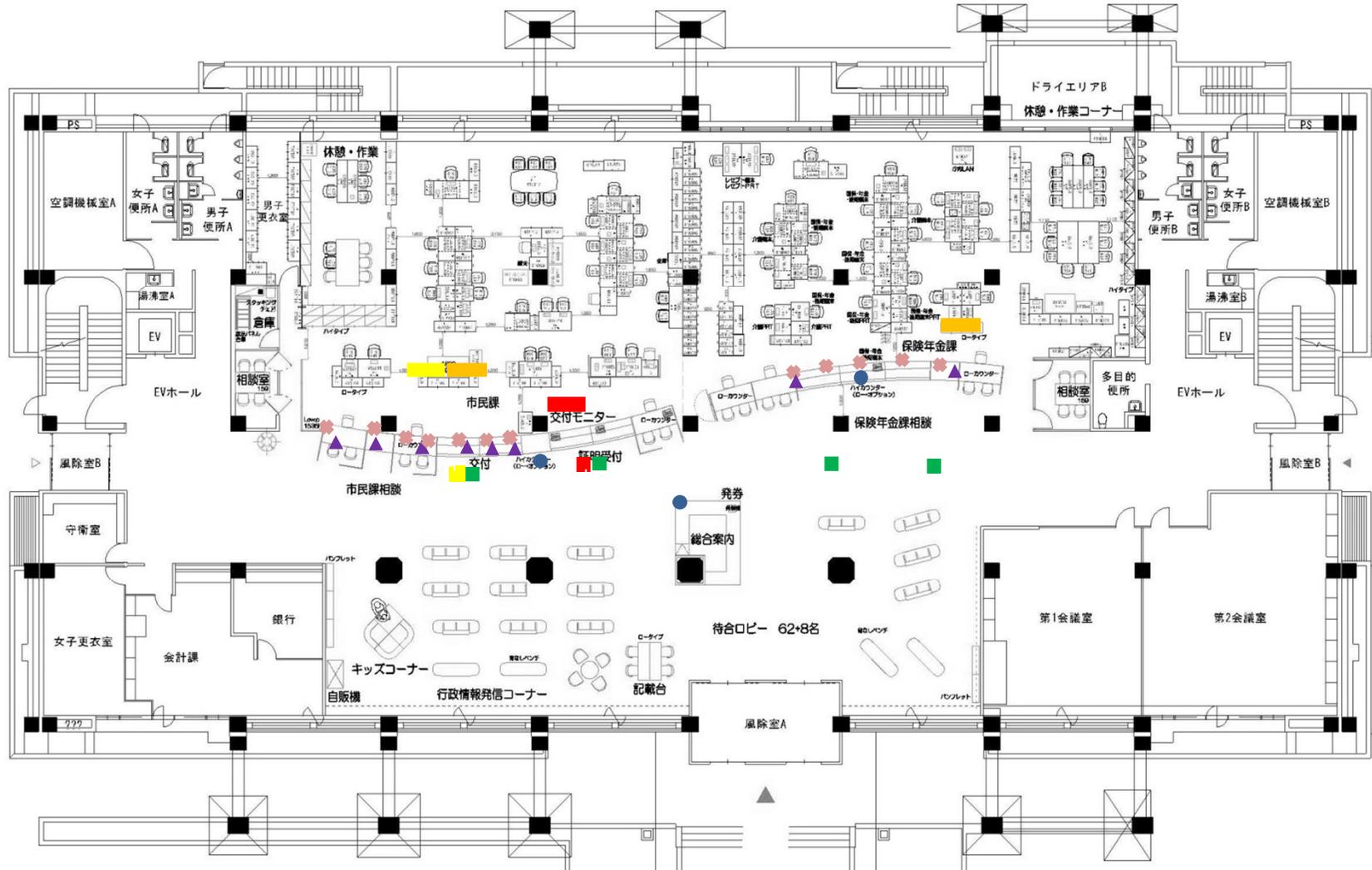
- 交付番号用表示モニター ■ 受付用表示モニター ■ 広告モニター ■ バックヤードモニター(設置場所は協議により決定)
- 複数業務用発券機 ▲ 個別呼出機 ● 個別呼出機用操作モニター(入力装置)
- 管理用パソコン(交付番号用PC) ■ 管理用パソコン(受付表示モニター用PC) ■ 管理用パソコン(バックヤード用PC)

機材設置図



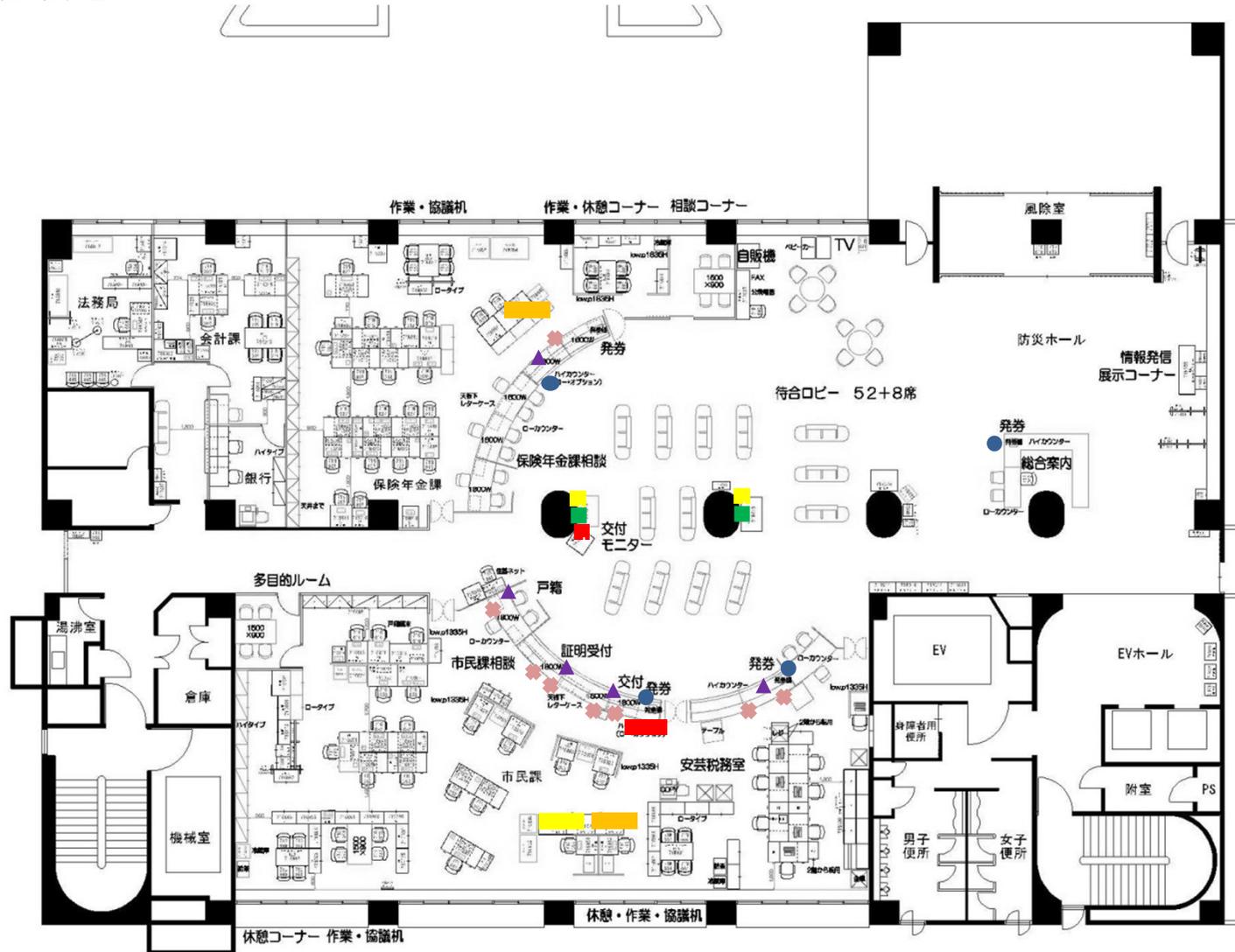
- 交付番号用表示モニター ■ 受付用表示モニター ■ 広告モニター ■ バックヤードモニター(設置場所は協議により決定)
- 複数業務用発券機 ● 単数業務用発券機 ▲ 個別呼出機 ● 個別呼出機用操作モニター(入力装置)
- 管理用パソコン(交付番号用PC) ■ 管理用パソコン(受付表示モニター用PC) ■ 管理用パソコン(バックヤード用PC)

機材設置図



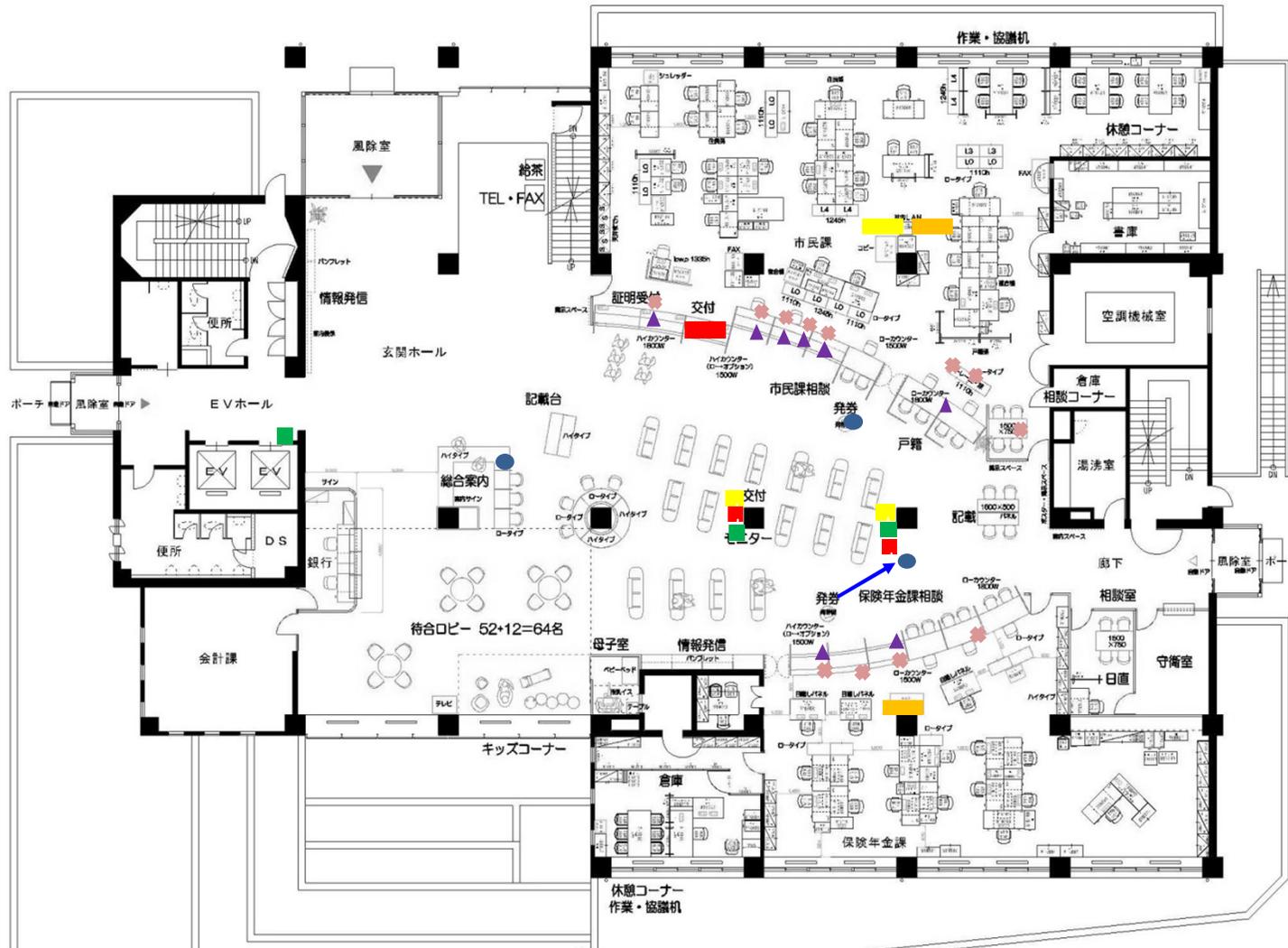
- 交付番号用表示モニター ■ 受付用表示モニター ■ 広告モニター ■ バックヤードモニター(設置場所は協議により決定)
- 複数業務用発券機 ▲ 個別呼出機 ★ 個別呼出機用操作モニター(入力装置)
- 管理用パソコン(交付番号用PC) ■ 管理用パソコン(受付表示モニター用PC) ■ 管理用パソコン(バックヤード用PC)

機材設置図



- 交付番号用表示モニター ■ 受付用表示モニター ■ 広告モニター ■ バックヤードモニター(設置場所は協議により決定)
- 複数業務用発券機 ▲ 個別呼出機 ★ 個別呼出機用操作モニター(入力装置)
- 管理用パソコン(交付番号用PC) ■ 管理用パソコン(受付表示モニター用PC) ■ 管理用パソコン(バックヤード用PC)

機材設置図



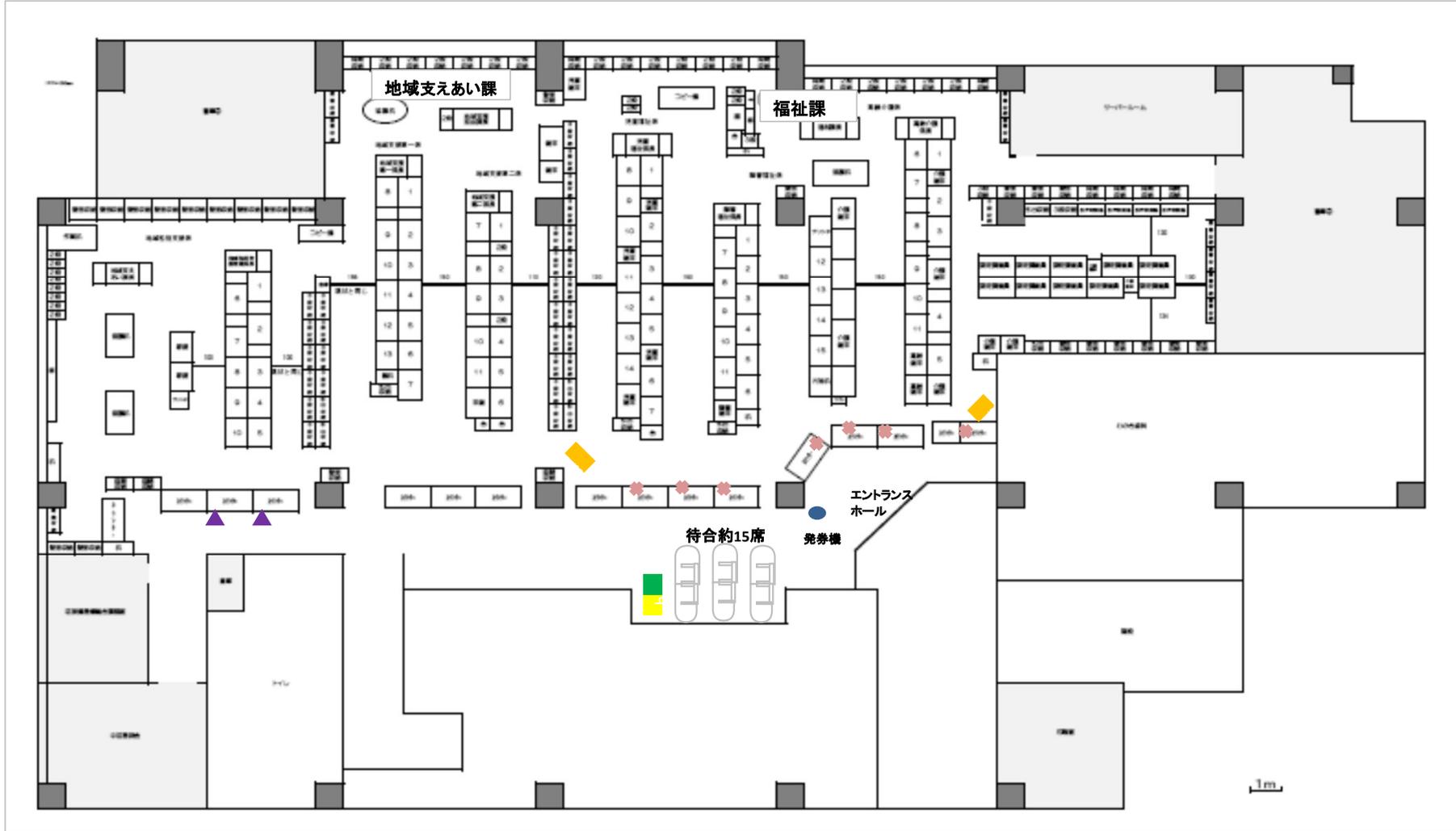
- 交付番号用表示モニター ■ 受付用表示モニター ■ 広告モニター ■ バックヤードモニター(設置場所は協議により決定)
- 複数業務用発券機 ▲ 個別呼出機 ★ 個別呼出機用操作モニター(入力装置)
- 管理用パソコン(交付番号用PC) ■ 管理用パソコン(受付表示モニター用PC) ■ 管理用パソコン(バックヤード用PC)



【別表2】必要となる機器の機能及び数量

厚生部

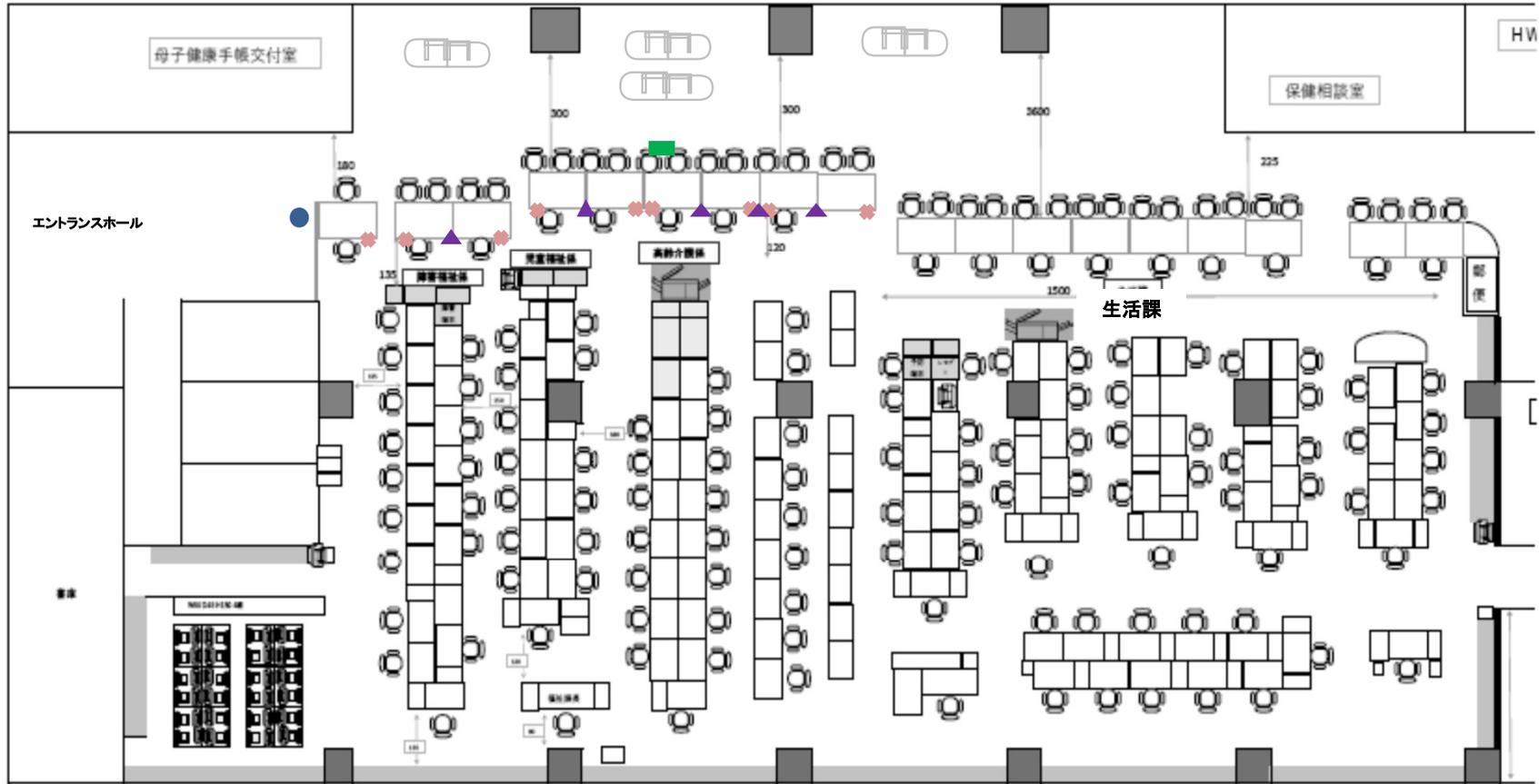
設置機材	要件	数量							
		中区	東区	南区	西区	安佐南区	安佐北区	安芸区	佐伯区
複数業務用発券機	番号に応じたバーコードが印字されること。	1台	1台	1台	1台	1台	1台	0台	1台
	発券年月日、時間の印字が可能なこと。								
	自動でシステムの終了を行えること。【(例)17:15になれば自動で終了画面になり「本日の受付は終了しました。」と表示され、1時間後にシステムが終了する。等】								
	申請書・届出書等記入済みか確認した後で、発券すること。確認画面には、申請書・届出書の様式を表示すること。								
	発券機の架台には、受付機であることがわかる案内表示(サイン)を付けること。								
	メニュー画面の追加が可能であること。【(例)繁忙期に「マイナンバー」等のメニューを追加し、別番号を振ることができる。等】								
	後からメニューに新規業務を追加できること。【(例)保険年金課の「後期高齢者医療」等】								
	発券時に音を鳴らせること。								
	係員呼び出しボタンを表示しないこと。								
	待ち人数を最初の画面に表示すること。								
	発券機専用の台を付属品として付けること。								
業務ごとに来客人数のデータ集計ができること。									
単数業務用発券機	番号に応じたバーコードが印字されること。	0台	0台	0台	1台	1台	0台	0台	0台
	発券年月日、時間の印字が可能なこと。								
	発券機の架台には、受付機である案内表示のサインを付けること。								
	起動と同時に発券できること。(先出し機能)								
	発券機専用の台を付属品として付けること。								
業務ごとに来客人数のデータ集計ができること。									
個別呼出機	番号表示に併せて利用者を自動音声で呼び出す機能及び音量調節機能のあるものとする。自動音声は、内容の変更が可能であること。	2台	0台	5台	0台	18台	0台	0台	0台
	職員が待合状況を確認できる機能及び操作モニターの操作により、案内する窓口を切り替えて自動音声で呼び出せる機能のあるものとする。								
	呼出機にどのような机にも安全に設置できるアタッチメント(補助用具)があること。								
	個別呼出機の番号も、指定したものは受付用表示モニターに番号が表示できること。								
	呼び出す際に、案内する窓口番号を任意に切り替えることができること。								
現在の業務ごとの待ち人数・待ち時間が、職員側から確認できること。									
個別呼出機用操作モニター(入力装置)	発券時に音を鳴らせること。	7台	14台	9台	20台	23台	10台	0台	10台
役席モニター(執務室内)	発券機の業務ごとに呼出番号、待ち人数(又は待ち時間)を表示されること。	2台	3台	0台	3台	0台	2台	0台	2台
広告モニター(単独)		0台	0台	1台	0台	2台	0台	1台	0台



- 複数業務用発券機
- 単数業務用発券機
- 受付用表示モニター
- 広告モニター
- ◆ 役席モニター
- ▲ 個別呼出機
- ★ 個別呼出機用操作モニター(入力装置)



- 複数業務用発券機
- 受付用表示モニター
- 広告モニター
- 役席モニター
- ◆ 個別呼出機用操作モニター(入力装置)



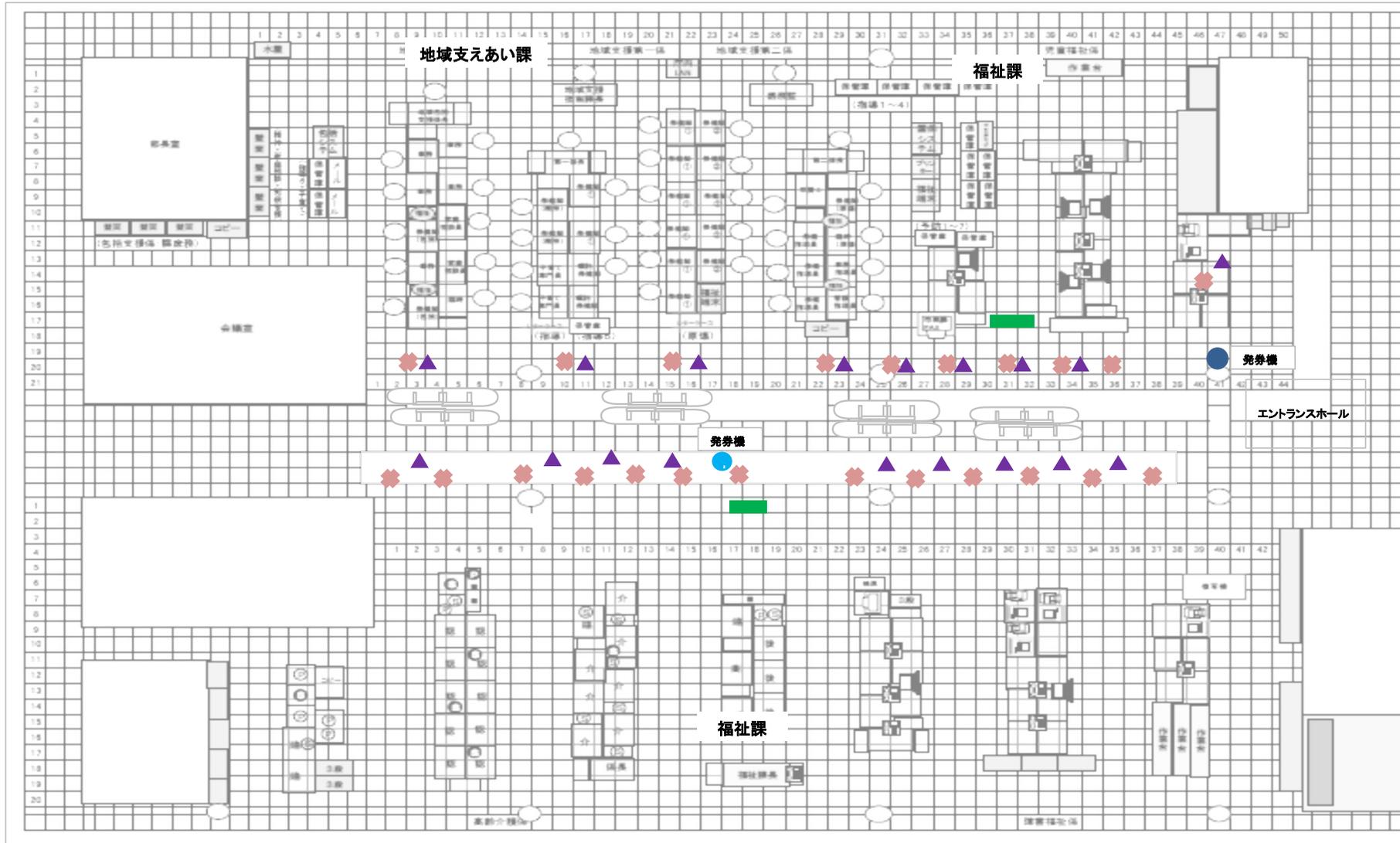
- 複数業務用発券機
- 広告モニター
- ▲ 個別呼出機
- ◆ 個別呼出機用操作モニター(入力装置)

機材設置図

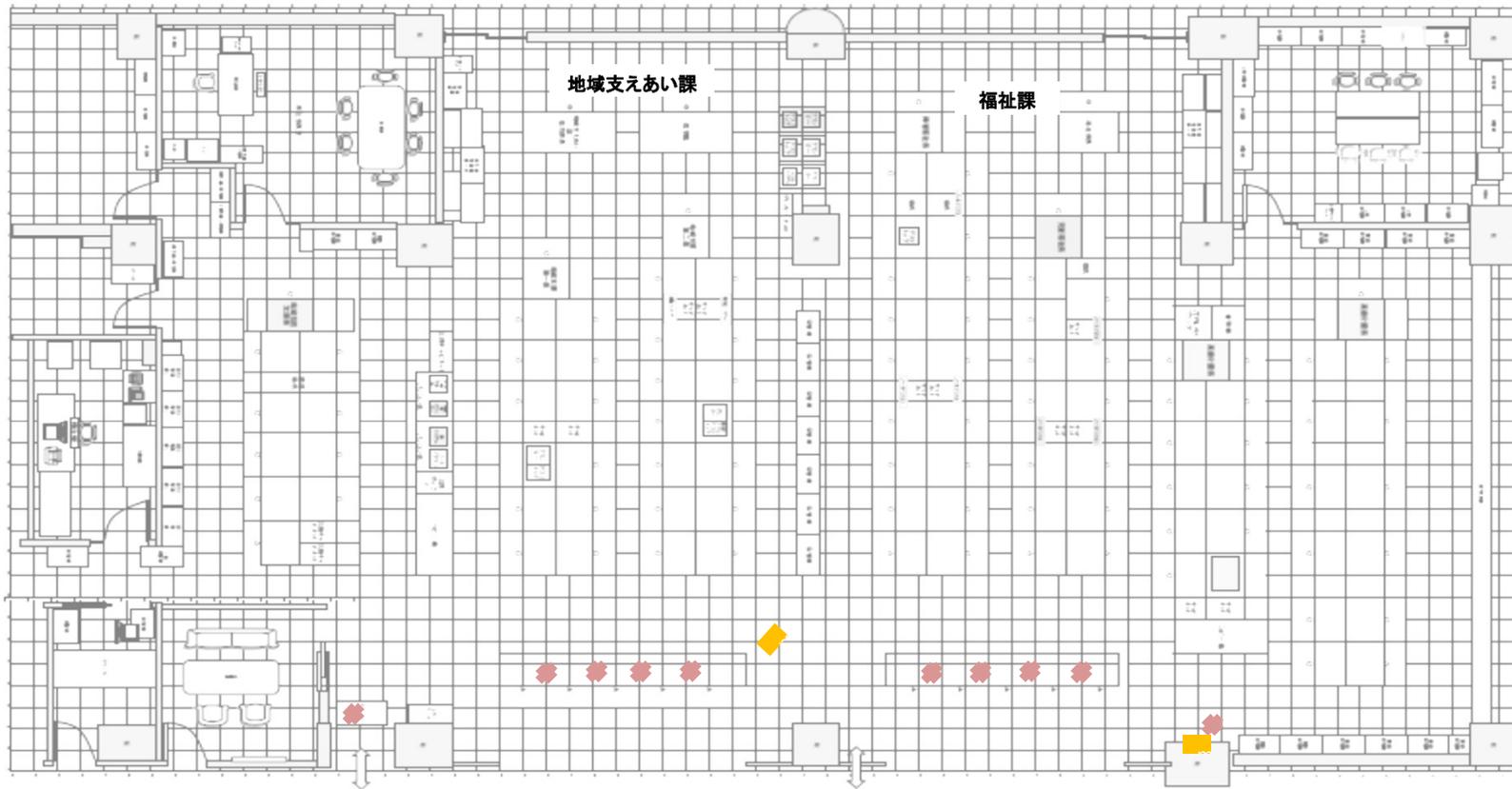
西区厚生部1階



- 複数業務用発券機
- 単数業務用発券機
- 受付用表示モニター
- 広告モニター
- 役席モニター
- ★ 個別呼出機用操作モニター(入力装置)



- 単数業務用発券機
- ▲ 個別呼出機
- 広告モニター
- ◆ 個別呼出機用操作モニター(入力装置)
- 複数業務用発券機



6席



3席



3席

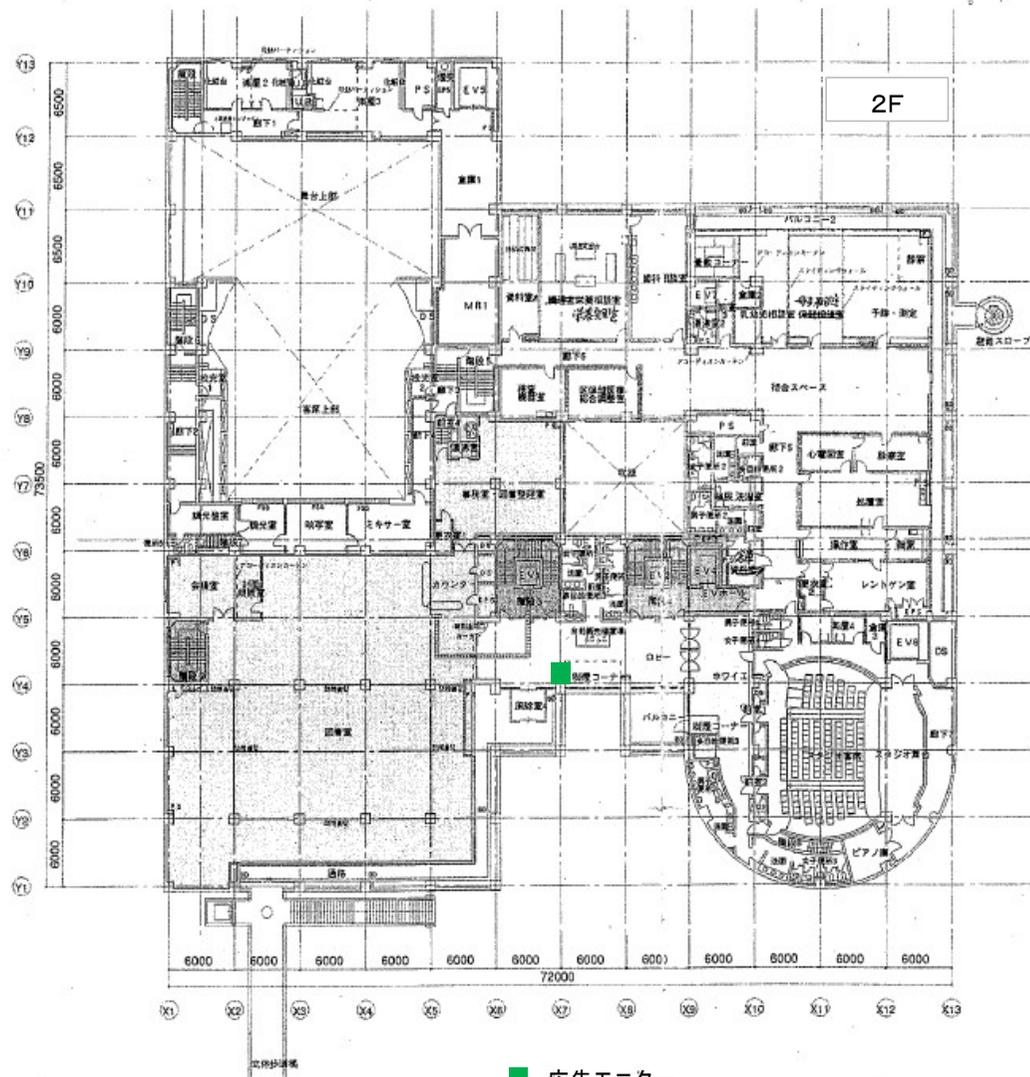
E  
V

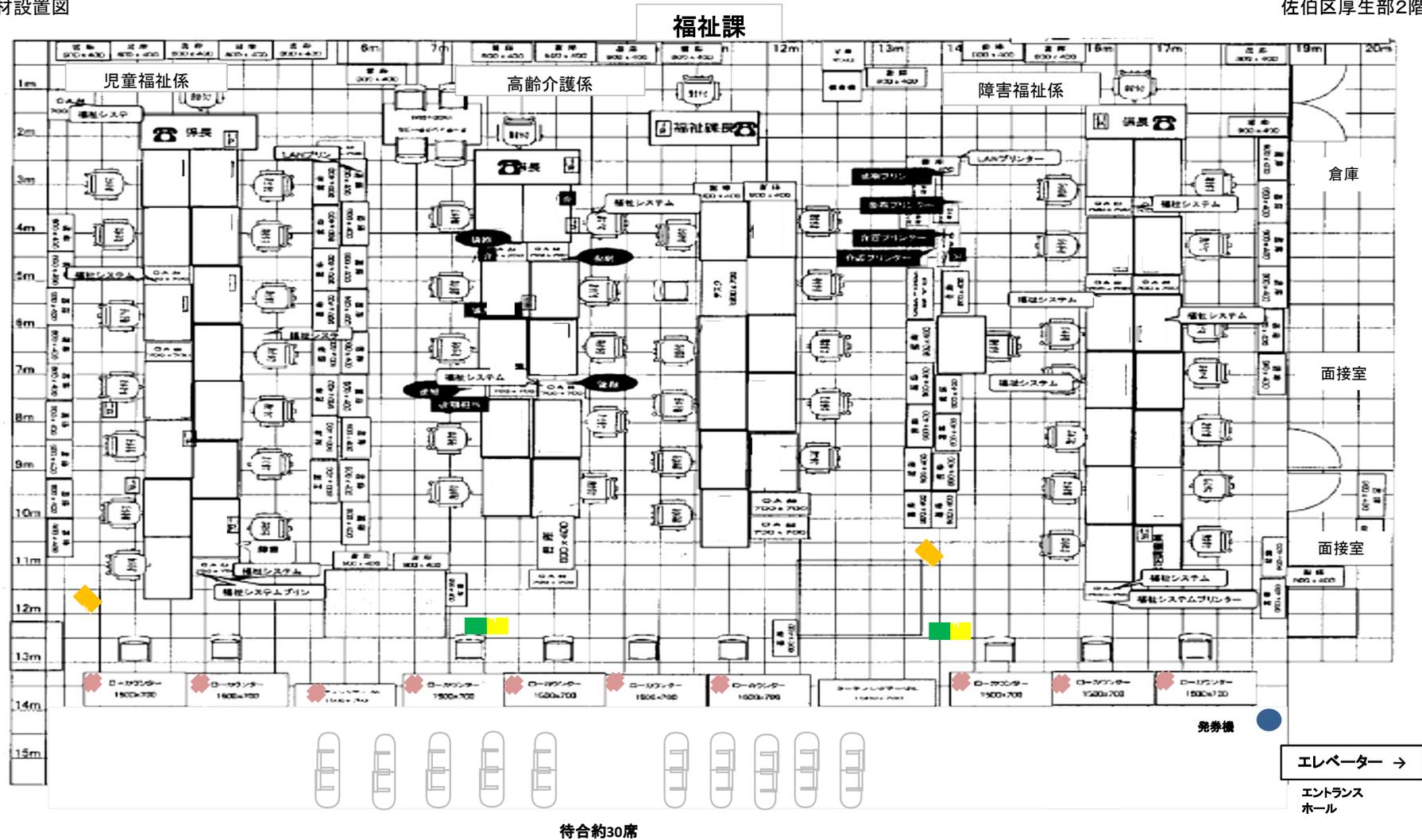
エントランスホール



発券機 待合9席

- 複数業務用発券機
- 受付用表示モニター
- 広告モニター
- 役席モニター
- 個別呼出機用操作モニター(入力装置)





- 複数業務用発券機
- 受付用表示モニター
- 広告モニター
- 役席モニター
- ◆ 個別呼出機用操作モニター(入力装置)